令和８年度 総務経済委員会・教育厚生委員会合同行政視察報告書

2026.10.18　尾垣 和則

〈日程〉令和８年 10 月 13 日(火)・14 日(水)・15 日(木)　(3 日間)

〈視察目的〉能登半島震災復興状況視察

〈視察先・視察内容〉

１．石川県七尾市

・地震の際の防災対応について主に避難所の対応と今後起こりうる災害の対策

２．石川県鳳珠郡穴水町

・地域防災体制(防災計画・ハザードマップ・自主防災組織の強化など)の見直し

・交通インフラ(鉄道・道路)の被害状況と現在までの復旧復興状況と災害廃棄物の対応

３．石川県珠洲市

・津波被災地の今後の整備計画(土地の有効利用・建築制限等々)

・災害と豪雨に伴う被害実態と災害ボランティアセンターの活動状況

・見附公園の木造仮設住宅の現状

４．石川県羽咋郡志賀町

・復興計画｛かえる志賀町｝の「人が帰る・元に返る・町を変える」の３つは、どのように計画に盛り込まれ、現状と課題はどうなっているか

・震災住宅と跡地の復興支援と、事業者と地域コミュニティへの復興支援の状況

各市町における地震発生の状況とそれに伴う被害状況、復興における種々の対策の実施状況と現状、今後の対策については、相当のボリュームがあるため別途

事前配布された資料をもって省略します。

『今後の課題（更に当市で充実すること)』

1. 道路復旧工事が１,０００日経過している現在でも道半ばである。道路の崩壊は半島において死活問題であり、人体でいえば血液を流す・循環させる血管が詰まってしまった、破裂してしまったことと同じであり、一日でも早い復旧が必要である。

震災時の広域連携の協定などが近隣自治体同士結ばれていてもその範囲を広げ、県を超えての更なる工事業者の協力体制が必要で要請するべき。

２. 損壊を受けた家屋が未だに残されている状況である（震災から 3 年近く経過しているが今後もいつまでも残ってしまう可能性が大きい)。

全壊家屋(二分の一以上の損壊家屋)については、どの市町においても公費負担にてほぼ全戸の解体をすることが出来、建物の所有者(地権者)の負担は無かったが、損壊判定が二分の一以下の家屋については公費負担はなく、わずかながらの補助金制度での対応であった。

損壊程度を二分の一で区切り、基準を作ることは目安となるためにその程度の基準を作ること自体は理解できるが、もう少し段階的な基準を設定するとか、補助金額を上げるとか、県や国での見直しをはかるなどの要請が必要であり、すぐにでも要請すべき。

３. 万一の災害発生に備え、市民の生命と安全を確保するために、

① 市役所各部署における役割分担の明確化と、その部署所属職員の役割行動を明確にする。

② 震災時の市役所の機能を市民に周知する。

③ 市の職員は、その機能の発揮ができるように、役割習得の日頃の勉強と訓練

を行う。

４．震災発生時には自助・共助が一番大事であることの認識が不足している。災害発生後、市民は公助を頼ることなく、まずは自身で身を守り、自助・共助で自身の生活を確保することが大事である。このことを市民に醸成し認識してもらう。

これが出来るかできないかで、その場所から離れてしまう（親や兄弟・子供達がこちらに避難しろと、他の市町に出たきりで、ほとんどは戻ってこない)。

① 在宅避難の推奨を行い、まずは自宅等で電気・水(飲料水・生活用水)・食料・排泄物処理を賄えるようにする（最低でも３日間～7 日間・1 週間程度を目安に）。

② 各自治会(各区)などでの地域コミュニティにて、近隣住民のコミュニケーションの醸成を大きくはかる。

③ 各自治会（各区）等で「防災組織」あるいは「防災チーム」の整備を行い、その機能とチームメンバーの役割を明確にする。防災訓練などではそれを機能させる。

【最後に】

『指示待ちになるな！自ら何をするべきか考えて行動を！』

・大規模な災害の発生においては、まずは自身の命を守る(生きる)ことが最優先であり、その後に他を思いやる気持ちや行動になるというのが自然である。

よって「誰も助けてくれない」ということを前提に考えるならば、災害発生前の事前の備えが重要である。「災害発生までに自分は何ができるか、よく考え、よく準備する」ことの認識の醸成をおこなっていきたい。

以上